

今ノ山風力発電事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書 に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、高知県土佐清水市及び三原村において、総出力44,700kWの風力発電設備を設置する事業である。

本事業の実施が企図される高知県土佐清水市及び三原村はそれぞれ、「土佐清水市再生可能エネルギー基本条例」を制定し、また村議会で「自然エネルギーに関する調査特別委員会」を設置し、再生可能エネルギーの促進に取り組んでいる。また、本事業は、地球温暖化対策及びエネルギー自給率の向上に寄与することを目的としており、事業実施想定区域を設定した上で、環境影響を回避・低減する観点から、風力発電設備の配置の複数案を設定し、本配慮書を作成している。

一方、本事業の事業実施想定区域の一部は、アカガシを主体とした自然度の高い照葉樹林となっており、自然環境保全法に基づき環境省が実施する自然環境保全基礎調査において特定植物群落「今ノ山の森林」に選定されるとともに、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区にも指定されている。また、本配慮書の既存文献調査において、イヌワシ、サシバ等の猛禽類の生息が確認されている。

これらを踏まえ、本事業計画のさらなる検討に当たっては、本配慮書で検討した計画段階配慮事項に加えて、以下の措置を適切に講じることが必要である。

1．動物に対する影響

本事業の事業実施想定区域の一部は鳥獣保護区に指定されており、また、文献調査において、周辺地域を含め、イヌワシ、サシバ等の猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の風力発電設備及び取付道路等の付帯施設（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討及び工事計画等の策定に当たっては、鳥獣の専門家等の意見を聴取し、可能な限り鳥獣への影響を回避するよう配慮すること。

2．水生生物に対する影響

工事の実施による溪流等への土砂や濁水の流出に伴い、水生生物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り土工量を抑制し、かつ、流出等を回避するよう配慮すること。

3．植物に対する影響

本事業の事業実施想定区域の一部は、アカガシを主体とした自然度の高い照葉樹林となっており、また、事業実施想定区域内の南東側の尾根には、自然植生であるハリモミ群落が残存していることから、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、今後の植生調査及び専門家等の意見の聴取により植生の状況を十分把握し、自然度の高い地点を回避するよう配慮すること。

4．生態系に対する影響

一般的に尾根筋において森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。

このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分が最小限となるよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。